

IMO 第 45 回海洋環境保護委員会(MEPC45)の結果について

標記会合は、平成 12 年 10 月 2 日から 10 月 6 日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催され、我が国からは運輸省関係者 35 名からなる代表団が出席した。

今次会合における主な審議結果は以下のとおり。

1. 船底防汚塗料の使用による有害影響について

(1) 経緯

昨年 11 月に開催された IMO 第 21 回総会において、「有機スズ系船底防汚塗料を 2003 年 1 月 1 日以降船舶に新たに塗布することを禁止し、2008 年 1 月 1 日以降船舶に塗布されていることを禁止(船体への存在の禁止)するための世界的な法的拘束力のある枠組み(条約)を策定する。」旨の総会決議(A.895(21))が採択され、また、2001 年に外交会議を開催するための予算も承認された。

上記の総会決議に基づき、今年 3 月に開催された第 44 回海洋環境保護委員会(MEPC44)では TBT 条約の発効要件及び改正方法に関する規定を除き、ワーキンググループにおいて条約案の条文を審議し、ワーキンググループとしての条約案文を完成させた。

(2) 審議結果

今次会合では、全体会合の場で、前回会合のワーキンググループで審議され作成された条約案文の逐条審議が一通り終了し、条約案文が承認された。今後、来年 10 月に開催される予定の外交会議において、条約案文を最終的に審議した後、採択する予定である。

なお、今次会合における主要な論点についての審議結果は次の通りである。

検査対象船舶を 500 総トン以上の国際航海に従事する船舶に限定すべきとする我が国提案文書に対して、オーストラリアが支持したが、海洋汚染を防止する条約である MAROL73/78 条約に倣い 400 総トンとすべきとする国(アメリカ、ノルウェー、ライベリア)、300 総トンとすべきとする国(サイプラス、ドイツ)があり支持が分かれたため、それぞれのトン数にブラケットを付することとなった。なお、長さ 24m 以上については支持無く削除されることとなった。

小型船に対するプラカードの保持義務に関し、我が国及び ISAF から当該パラグラフの削除を提案したところ、オーストラリア、韓国、カナダが我が国を支持した。これに対して、アメリカは、条約の適用は全船であるが、検査の対象船舶は国際航海に従事するあるトン数以上の船舶とされているため、プラカードは検査対象船以外の小型船を規制するために簡便な手段であることを主張し、加えて、プラカードのような規制がなければ、これら小型船に対する PSC が実施できない可能性がある旨指摘し、当該パラグラフの維持を主張し

た。アメリカを支持する国はインドのみであり、大勢は我が国を支持したが、アメリカ、サイプラスが、PSC との関係があることから、第 15 条の「船舶の検査及び違反の発見」すなわち、PSC の根拠条文とあわせて慎重に審議することを主張したため、ブラケットを付したまま条約会議での採択のために回章し、次回会合で審議を行うこととなった。

船体に残存する有機スズ系船底防汚塗料をサンドブラスト等により船体から完全に除去するという案に対して、シーラーコートにより当該塗料を被覆することを認める我が国の主張及びブラジルの主張に対してオーストラリア、ロシアが支持したが、両者の技術的問題についてさらなる調査を行った上で慎重に検討すべきと主張する国(イギリス、アメリカ等)もあり、サンドブラストのみとする案も残し、今後再度検討して決定することとなった。

デンマークがデータ不足があっても禁止物質の追加が行えることを狙って、「防汚システムに関する科学的な情報や知識が不十分であることによる科学的な検証の欠乏を理由に海洋環境保護委員会が決定を行ったり、附属書 に記されている防汚システムのリストを変更することを妨げてはならない。」という文書を条約案分に加えることを提案した。本提案についてはデンマークがあらかじめ支持をとりつけていたフランス、フィンランド、ドイツ、イタリア等の欧州諸国がプレナリーで支持し、ドラフティンググループで案文の作成が指示された。しかし、最終日のプレナリーで、アメリカは、ドラフティンググループで作成された案文に対して、データもなしに海洋環境保護委員会が禁止物質を追加することはかなり乱暴で、科学的に有効な情報やデータに基づいて決定すべきとして強く反対し、カナダ、パナマ、オランダ、我が国、バハマ、ブラジルがこれを支持した。その結果、今次会合ではこのデンマーク提案を削除することとなった。

条約の発効要件については、今次会合でオランダが提出したいいくつかのオプションについて議論がなされ、早期の発効を望む国(ノルウェー、フランス、オーストラリア、イギリス、我が国、スペイン、ベルギー、フィンランド、カナダ、ギリシャ、アイルランド、デンマーク、アメリカ、ルクセンブルグ、スウェーデン、韓国)が昨年 11 月に採択された総会決議 A.895(21)で既に世界的な TBT 塗料の使用禁止の目標年を定めていることから、条約の早期発効が達成できるような発効要件が必要であることを強調し、MARPOL73/78 条約が定める 15 ヶ国以上で船腹量の合計が世界の 50%以上とする規定と同じようにすると、船腹量の規定が障害となり条約の早期発効が望めないとして、船腹量の要件を含まない国数のみの案とすることを支持した。これに対し、有機スズ系船底防汚塗料の禁止に消極的な立場の国(バハマ、パナマ、マーシャルアイランド、サイプラス、中国、バングラデッシュ、フィリピン、ブラジル)が現行の MARPOL73/78 条約と同じく国数と共に 50%以上の船腹量に達することを発効要件とすることを支持する発言を行った。発言した国数としては前者が後者を上回ったものの、発効要件の規定は極めて political な事項であり、議論を現時点で急ぐことはかえって TBT 塗料の禁止に消極的な国々の結束を強め、これに多くの途上国が追随する恐れがあるとの主要国の認識もあり、今回は本件に関する総論的な議論に止めることとなり、外交会議で決定すべきとの整理のもと、〔 to be developed 〕のままとなっ

た。また、改正要件については、発効要件と密接な関係があることから、具体的な審議なく [to be developed] のままとなった。

なお、条約案文にて参照されている「船底防汚システムに関する検査ガイドライン」については、我が国提案に対して、アメリカ及びドイツは、来年 2 月に開催される予定の第 9 回旗国小委員会(FSI 9)において審議した後、緊急案件として来年 4 月に開催される予定の第 46 回海洋環境保護委員会(MEPC46)で審議すべきであると提案した。

その結果、上記検査ガイドライン案は FSI 9 で審議を行った後、MEPC46 にて審議されることとなった。